

清水町

公共施設等総合管理計画(案)

令和4年●月



清水町

清水町 公共施設等総合管理計画

目次

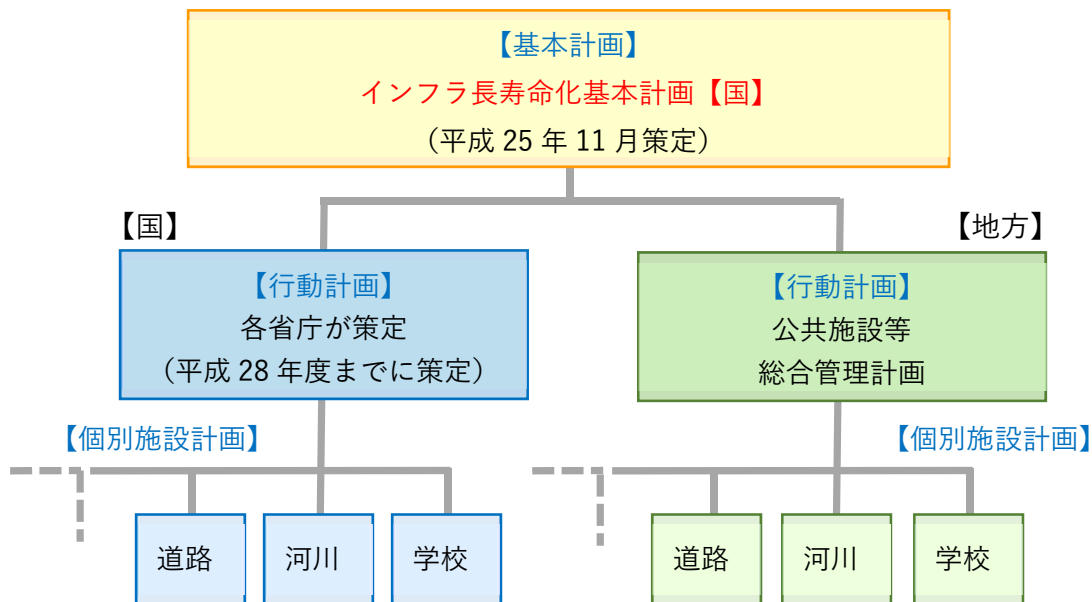
I	公共施設等総合管理計画の概要	
1.	公共施設等総合管理計画策定の背景と目的	1
2.	本計画の対象となる公共施設等の範囲と計画期間	3
II	公共施設を取り巻く環境	
1.	将来の人口 現状と予測～清水町人口ビジョンより	5
2.	本町の財政状況	6
3.	公共施設（建築物）の状況	8
4.	建築物系施設の建築年度別の状況	14
5.	インフラ施設の状況	15
III	本町施設更新の基本方針	
1.	清水町の公共施設等の課題	16
2.	公共施設等の管理に関する基本的な考え方	17
IV	施設類型ごとの管理に関する基本方針と財政効果	
1.	公共施設（建築物）の管理に関する基本方針	20
2.	インフラ系施設の管理に関する基本方針	24
3.	公共施設等の将来の資産更新必要額と個別施設計画の財政効果	26
V	公共施設マネジメントの実行体制	
1.	推進体制	29
2.	情報等の共有	30
3.	町民等との協働	30
4.	PDCA サイクルの確立	30

1. 公共施設等総合管理計画策定の背景と目的

(1) 公共施設等総合管理計画策定の背景

全国的に高度経済成長期に整備した公共施設の多くで老朽化が進行し、近い将来、一斉に更新時期を迎えようとしています。

国においては、平成 25 年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）を定め、インフラを管理・所管する者に対し、当該施設の維持管理費や更新を着実に推進するための行動計画や施設ごとの個別施設計画の策定を要請しています。



(参考：総務省 [インフラ長寿命化計画の体系])

本町においても、人口急増期にあたる昭和 40 年代後半から多くの公共施設を整備してきましたが、現在、これらが建築後 40 年から 50 年余りが経過し、老朽化が進行している状況です。

これら施設の老朽化に伴い事故等の発生確率が増すことにより、住民が安心、安全に公共施設サービスを受けることに支障をきたすことを懸念しています。

今後、これらの施設が、大規模な修繕や建替えなどの更新時期を迎えていくこととなりますが、生産年齢人口の減少による税収の減少や高齢者の増加による社会保障経費の増加などにより厳しい財政見通しであることから、保有する全ての公共施設の数と規模をそのまま維持管理し、更新していくことは困難となっています。

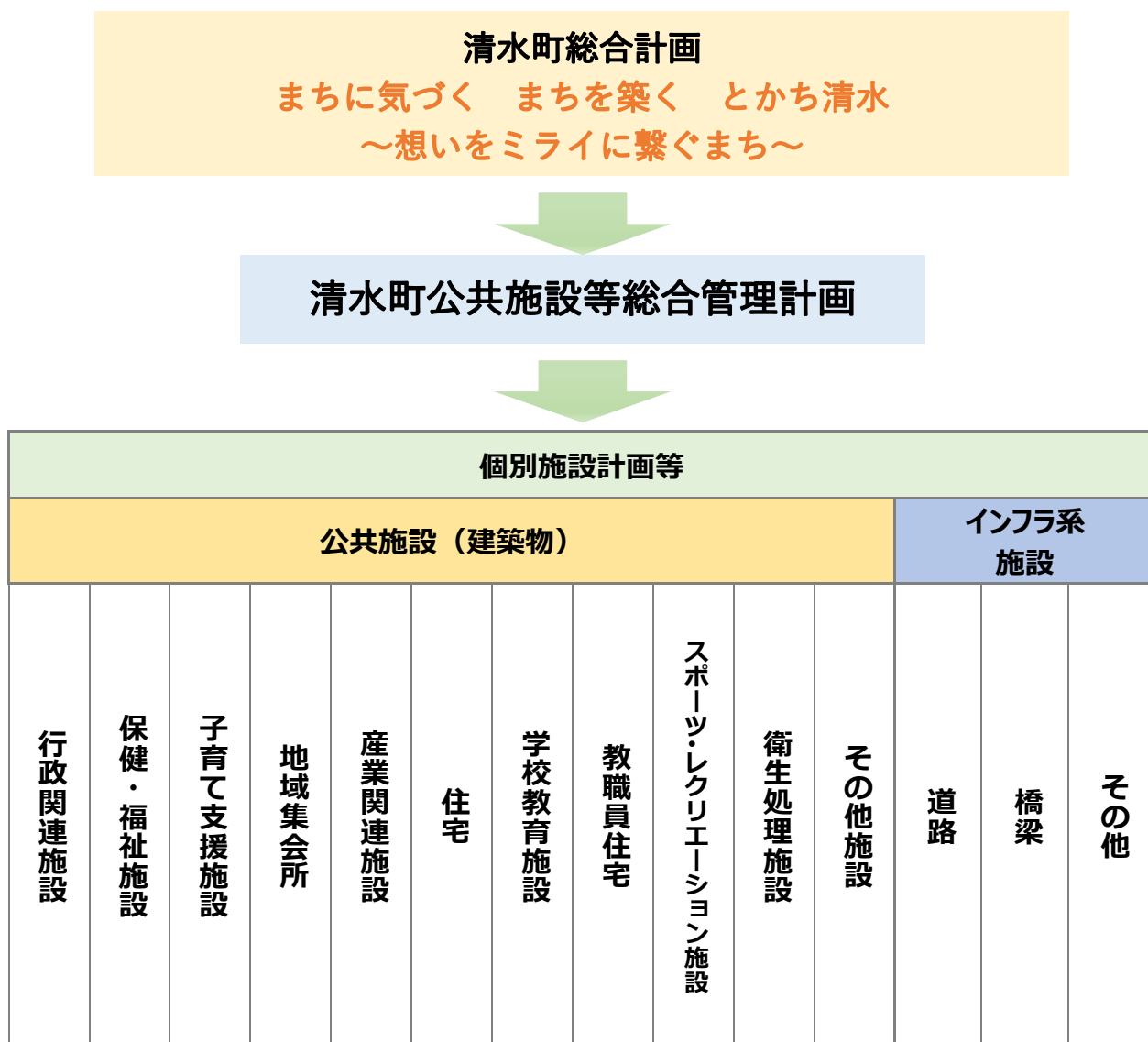
(2) 公共施設等総合管理計画の目的

これまで、拡大する行政需要や住民ニーズの多様化に応じて整備を進めてきた公共施設等が、老朽化による更新時期の到来や、大規模災害への対応が必要となっています。さらに財政状況の厳しさが続いていることも踏まえ、少子高齢化等の社会構造の変化に応じた計画的な更新・統廃合・長寿命化等の検討、財政負担の軽減・平準化、公共施設等の最適な配置の実現が必要となっています。

本計画は、各種個別施設計画の内容及び令和3年1月26日付けの総務省通知を踏まえて改訂したものとなります。

(3) 公共施設等総合管理計画の位置づけ

本町のまちづくりの最上位に位置付けられる「第6期清水町総合計画」をはじめとする各種計画があり、本計画においては施設ごとの取組に対して、基本的な方針を提示するものです。



2 本計画の対象となる公共施設等の範囲と計画期間

(1) 本計画における対象となる公共施設

本町が保有する公共施設等のうち、公共施設（建築物）とインフラ系施設を対象とします。公共施設（建築物）については、行政関連施設、保健・福祉施設、子育て支援施設、地域集会所、産業関連施設、住宅、学校教育施設・教職員住宅、社会教育施設、スポーツ・レクリエーション施設、衛生処理施設、その他施設の12類型に分類しました。

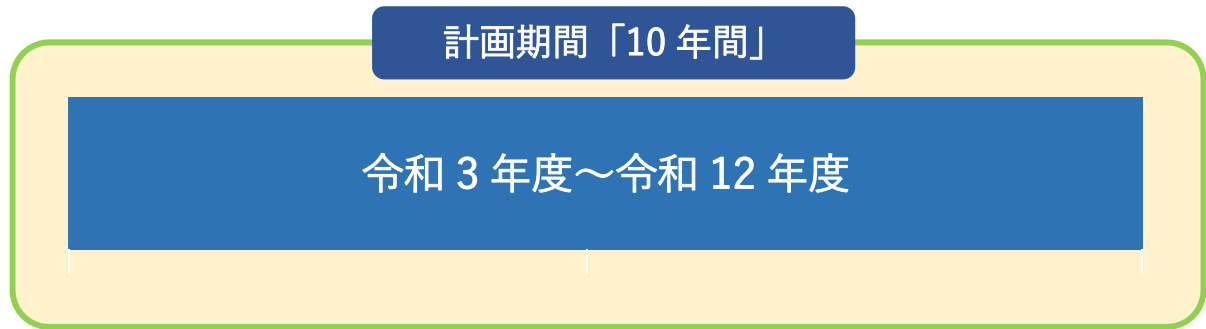
また、インフラ系施設については、道路、橋梁、上水道、下水道、その他の5種類を対象として、現状等の把握や基本的な方針を検討します。

■公共施設等の分類

大分類	番号	施設分類名称	主な施設
公共施設 (建築物)	1	行政関連施設	役場庁舎、清水消防庁舎 等
	2	保健・福祉施設	清水町保健福祉センター、福祉館 等
	3	子育て支援施設	しみず保育所、幼稚園 等
	4	地域集会所	各地域集会所
	5	産業関連施設	清水町畜産研修センター、 円山第1看視舎兼事務所 等
	6	住宅	町営住宅、移住支援住宅、農業振興住宅 等
	7	学校教育施設	小中学校、給食センター 等
	8	教職員住宅	御影小学校教員住宅、御影中学校教員住宅、 清水中学校教員住宅 等
	9	社会教育施設	文化センター、図書館郷土史料館 等
	10	スポーツ・レクリエーション施設	清水町体育館、清水町アイスアリーナ、 有明公園多目的広場 等
	11	衛生処理施設	リサイクルセンター、一般廃棄物最終処分場
	12	その他施設	清水町葬斎場、日勝峠第1展望台公衆トイレ等
インフラ系施設	1	道路	
	2	橋梁	
	3	上水道	
	4	下水道	
	5	その他	

(2) 計画期間

計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とし、今後の上位・関連計画や社会情勢の変化などに応じて適宜見直しを行っていくこととします。



Ⅱ

公共施設を取り巻く環境

1. 将来の人口 現状と予測～清水町人口ビジョンより

本町の人口は、徐々に減少し、令和7年度には8,893人となる見込みです。

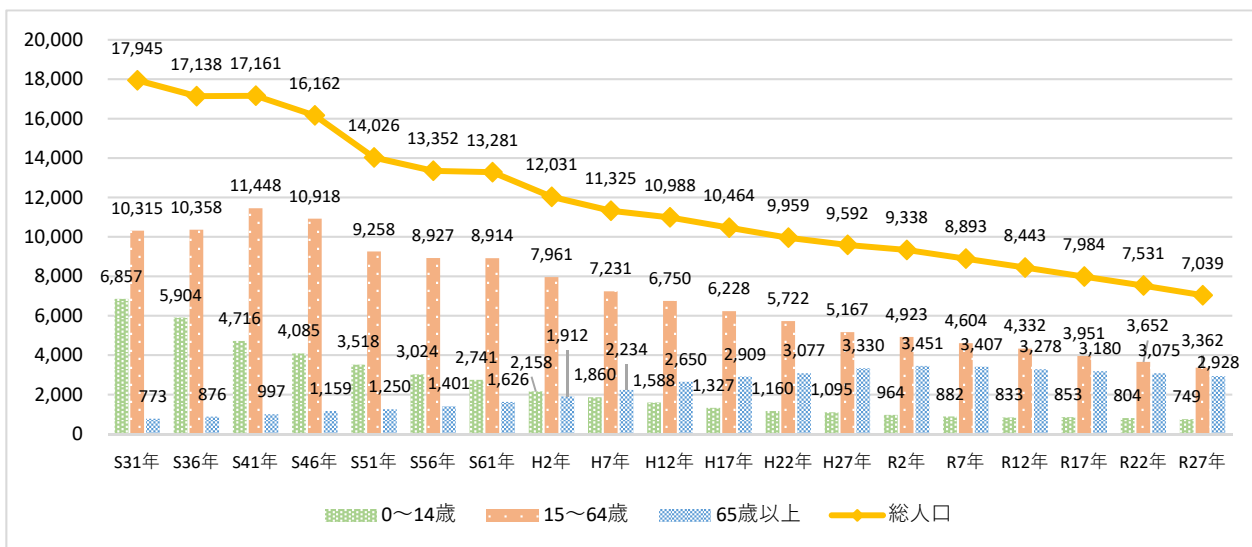
国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本町の人口は今後も減少を続け、令和27年には7,039人となる見込みです。

近年の人口減少は、少子化社会を迎え出生数が死亡数を大きく下回る自然減が起き、さらに、町内産業の後継者不足や、景気低迷による就労確保の場を都市部に求めた社会減が起きたことも大きな要因となっています。

人口減少に伴い税収等も減少し施設更新の財源が乏しくなるだけでなく、通常の維持管理費用も厳しくなるため、現状の施設数や面積は削減しなければなりません。

■総人口の推移

(単位：人)



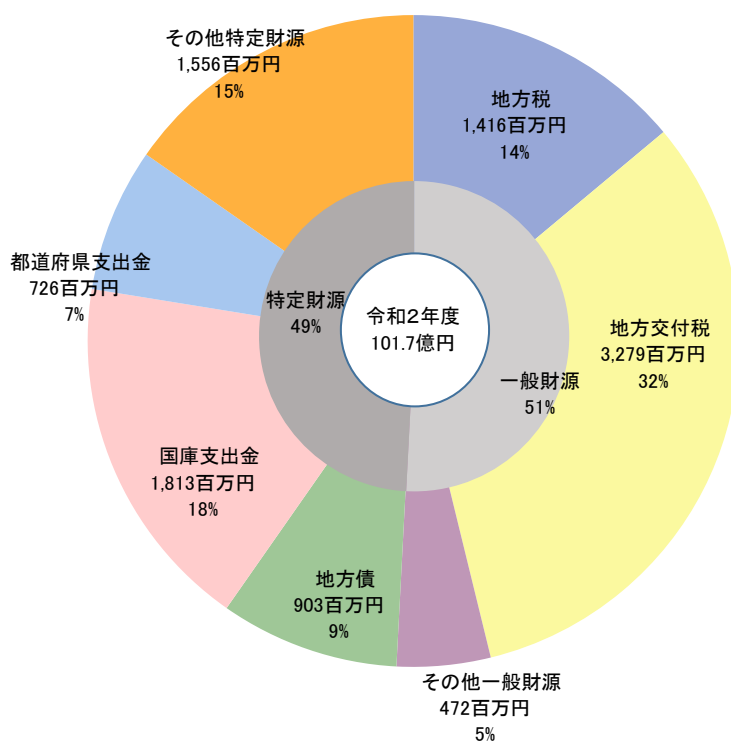
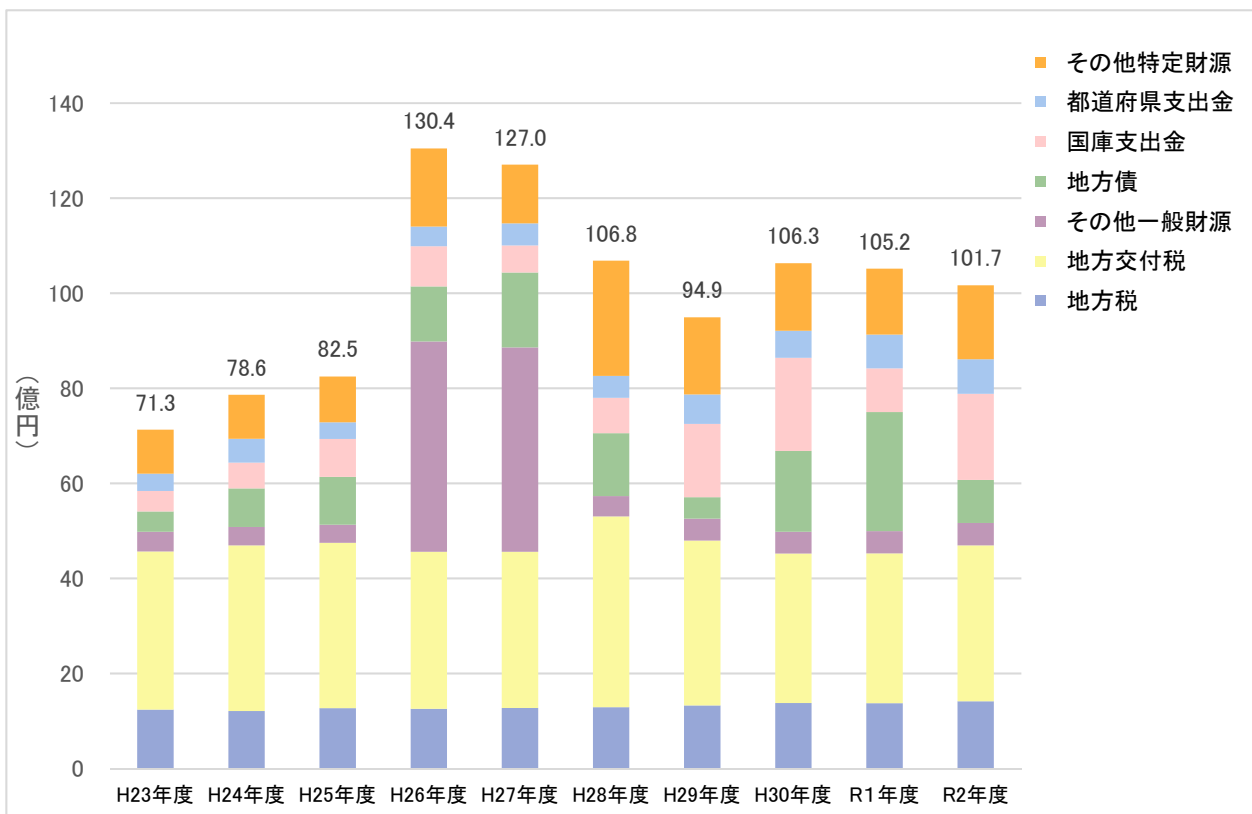
(単位：人)

(人数)	S31年	S36年	S41年	S46年	S51年	S56年	S61年	H2年	H7年	H12年	H17年	H22年	H27年	R2年	R7年	R12年	R17年	R22年	R27年
0～14歳	6,857	5,904	4,716	4,085	3,518	3,024	2,741	2,158	1,860	1,588	1,327	1,160	1,095	964	882	833	853	804	749
15～64歳	10,315	10,358	11,448	10,918	9,258	8,927	8,914	7,961	7,231	6,750	6,228	5,722	5,167	4,923	4,604	4,332	3,951	3,652	3,362
65歳以上	773	876	997	1,159	1,250	1,401	1,626	1,912	2,234	2,650	2,909	3,077	3,330	3,451	3,407	3,278	3,180	3,075	2,928
総人口	17,945	17,138	17,161	16,162	14,026	13,352	13,281	12,031	11,325	10,988	10,464	9,959	9,592	9,338	8,893	8,443	7,984	7,531	7,039

2. 本町の財政状況

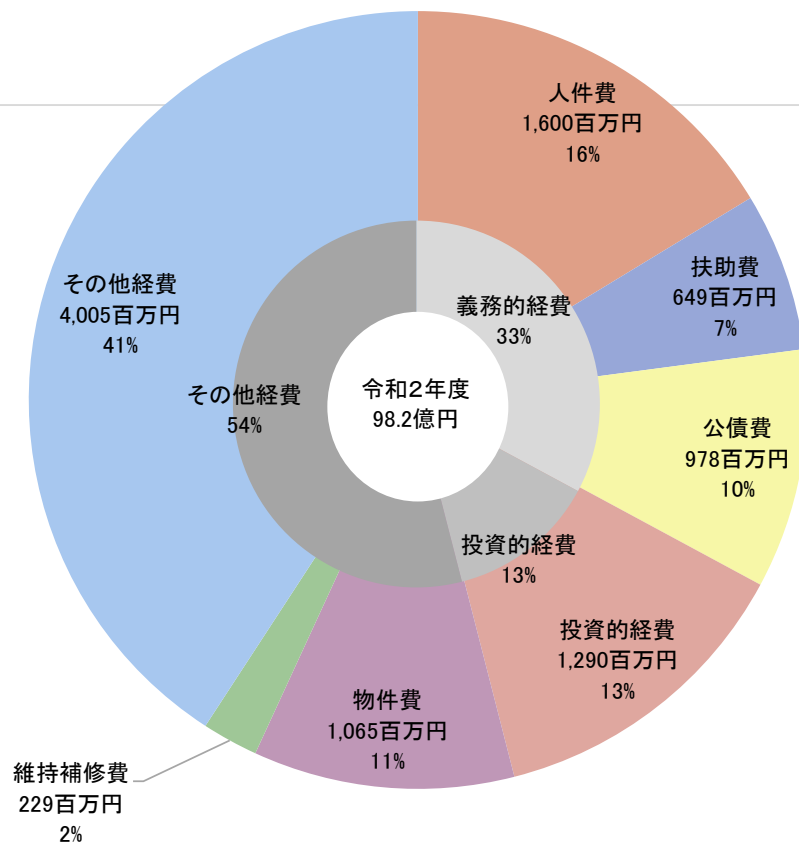
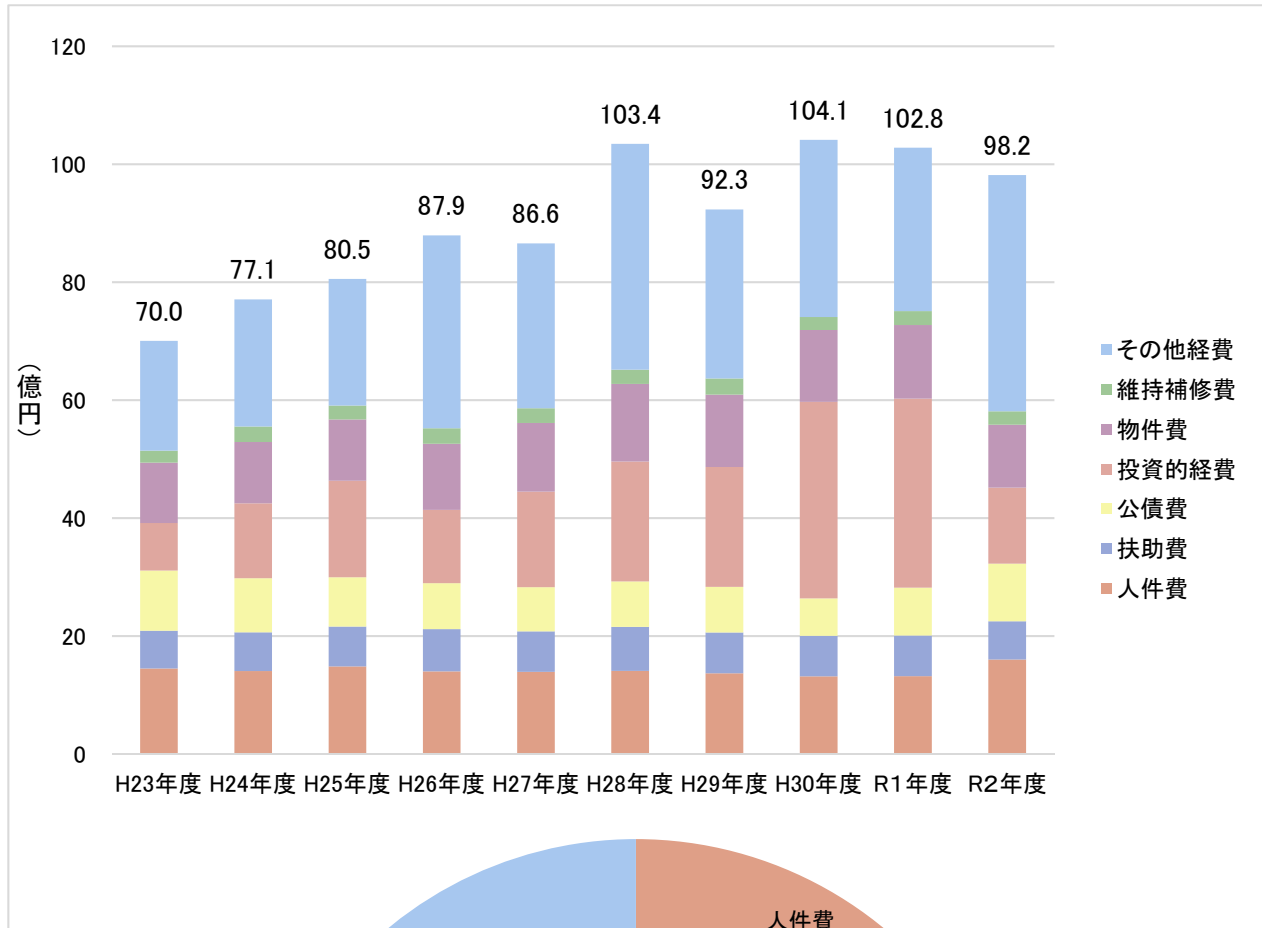
(1) 歳入の状況

令和2年度の一般会計を基に本町の歳入の状況を見ると、町税（地方税）が約14.2億円で、地方交付税が約32.8億円となっています。



(2) 歳出の状況

令和2年度の一般会計を基に本町の歳出の状況を見ると、投資的経費が約12.9億円で、物件費が約10.6億円となっています。



3. 公共施設（建築物）の状況

(1) 清水町の公共施設（建築物）の所有状況

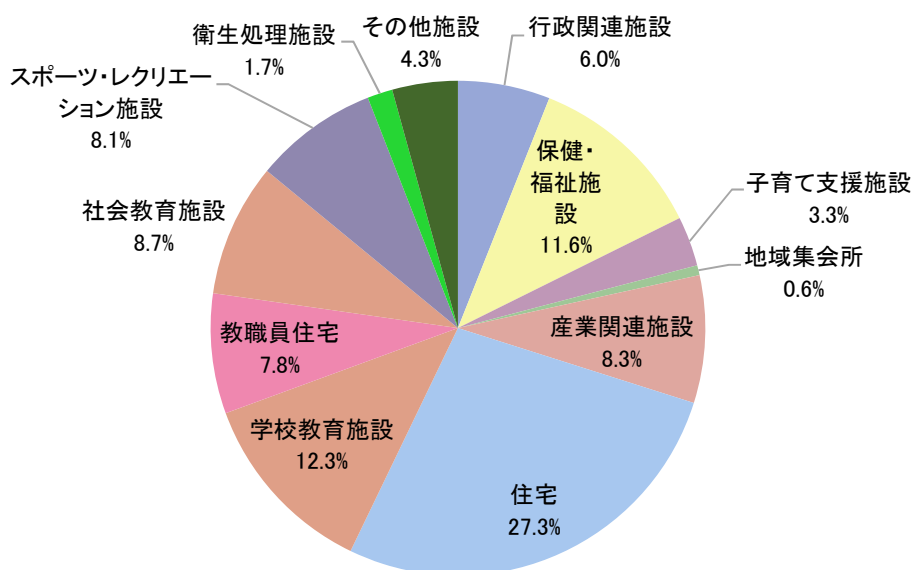
令和2年度末（令和3年3月31日）現在の公共施設（建築物）の延べ床面積合計は約13.5万㎡となっており、その内訳は、大きい順で住宅が27.3%、学校教育施設が12.3%、保健・福祉施設が11.6%と続きます。

また、人口一人当たりの面積を見ると、公共施設（建築物）で14.47㎡となり、全国平均3.22㎡の約4.5倍と、全国平均より大幅に多い状況となっています。

番号	資産分類	施設数 (棟)	延床面積 (㎡)	割合 (%)	人口一人当たりの 面積 (㎡)
1	行政関連施設	9	8,119.47	6.0%	0.87
2	保健・福祉施設	30	15,701.06	11.6%	1.68
3	子育て支援施設	4	4,392.08	3.3%	0.47
4	地域集会所	5	870.35	0.6%	0.09
5	産業関連施設	35	11,229.52	8.3%	1.21
6	住宅	125	36,775.84	27.3%	3.95
7	学校教育施設	11	16,535.96	12.3%	1.77
8	教職員住宅	35	10,579.38	7.8%	1.14
9	社会教育施設	13	11,742.75	8.7%	1.26
10	スポーツ・レクリエーション施設	23	10,915.38	8.1%	1.17
11	衛生処理施設	5	2,228.52	1.7%	0.24
12	その他施設	24	5,784.86	4.3%	0.62
合計		319	134,875.17	100.0%	14.47

※固定資産台帳より作成

※人口は令和2年4月住民基本台帳（9,320人）



(2) 公共施設老朽化の状況

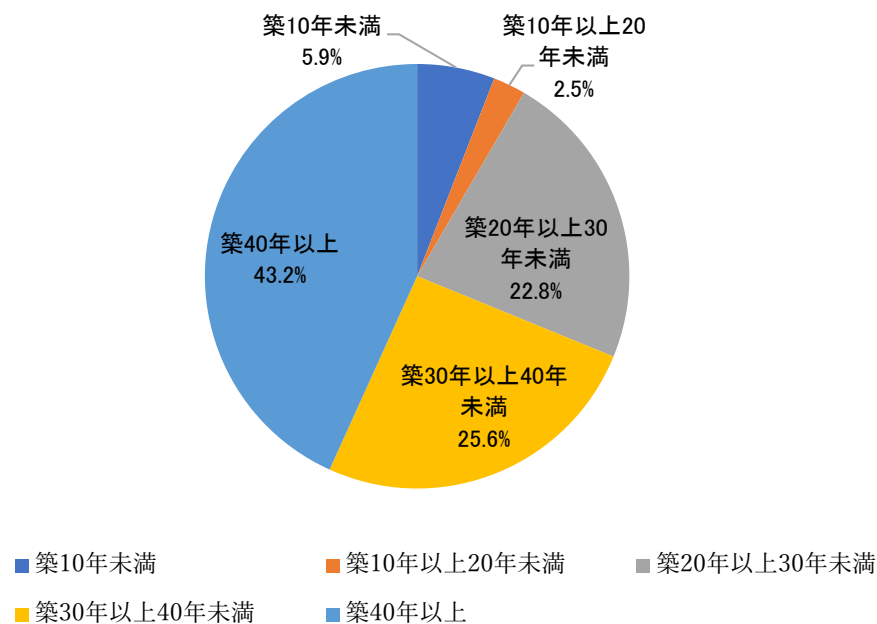
① 建築経過年数の状況

個別施設計画で記載した公共施設の建築からの経過年数をみると、築30年未満の公共施設は全体の31.2%となっており、築年数30年以上の公共施設は68.8%となっています。

特に築40年以上経過した公共施設は全体の43.2%を占めています。

(単位：㎡)

番号	分類名称	築10年未満	築10年以上20年未満	築20年以上30年未満	築30年以上40年未満	築40年以上	計
1	行政関連施設	2,170.68	0.00	78.39	4,712.38	1,158.02	8,119.47
2	保健・福祉施設	1,000.14	0.00	6,759.00	6,489.16	1,452.76	15,701.06
3	子育て支援施設	2,301.91	0.00	722.50	0.00	1,367.67	4,392.08
4	地域集会所	99.37	0.00	459.26	150.38	161.34	870.35
5	産業関連施設	0.00	2,321.32	1,776.30	2,621.18	4,510.72	11,229.52
6	住宅	2,379.18	1,026.08	9,424.99	8,077.14	15,868.45	36,775.84
7	学校教育施設	0.00	0.00	2,281.57	3,039.78	11,214.61	16,535.96
8	教職員住宅	0.00	0.00	2,204.39	202.45	8,172.54	10,579.38
9	社会教育施設	0.00	0.00	637.00	3,483.96	7,621.79	11,742.75
10	スポーツ・レクリエーション施設	28.15	0.00	4,604.88	1,251.52	5,030.83	10,915.38
11	衛生処理施設	0.00	0.00	360.00	1,868.52	0.00	2,228.52
12	その他施設	0.00	0.00	1,422.54	2,614.66	1,747.66	5,784.86
合計		7,979.43	3,347.40	30,730.82	34,511.13	58,306.39	134,875.17
割合		5.9%	2.5%	22.8%	25.6%	43.2%	100.0%



②有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）の状況

建築物の老朽化は一般に、「減価償却累計額/取得価額」で表され、どの程度償却が進行しているのか、すなわち、腐朽が進行しているかが、その指標となります。

これまでの本町の公共施設（建築物）における総建築額は、229億円です。内訳としては、上位順で住宅が約61億円、有形固定資産減価償却率は85.5%と資産が老朽化している状況となっています。

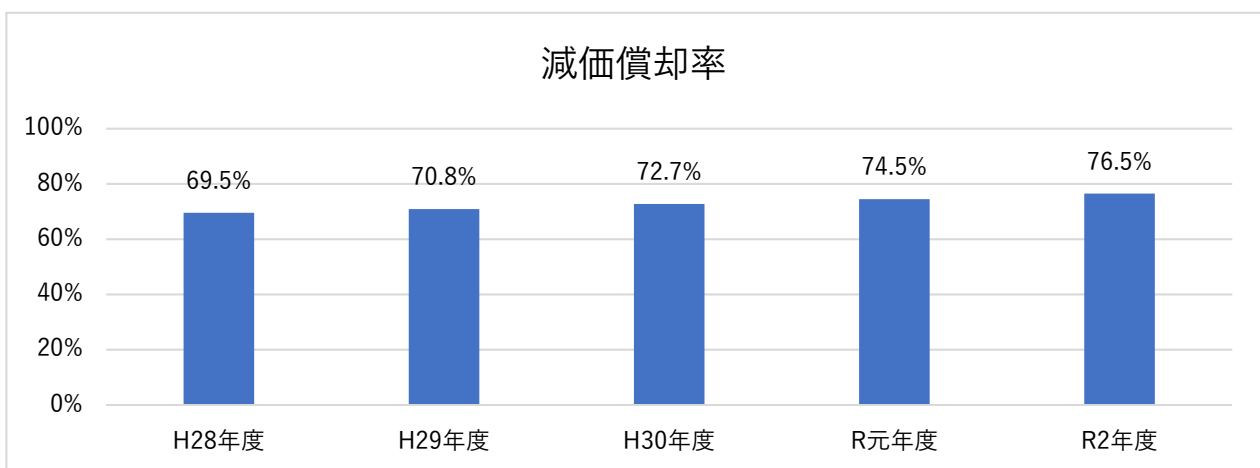
こうした現状から、建築物の一人当たりの延床面積の縮減や、延命措置の実施又は取り壊しによる公共施設の最適な配置の実現が、今後の大きな課題となっています。

■資産別の有形固定資産減価償却率

番号	分類名称	取得価額（千円）	減価償却累計額（千円）	有形固定資産減価償却率（%）
1	行政関連施設	2,039,628	980,530	48.1%
2	保健・福祉施設	2,116,375	1,554,574	73.5%
3	子育て支援施設	561,013	416,613	74.3%
4	地域集会所	156,748	136,680	87.2%
5	産業関連施設	1,027,715	827,364	80.5%
6	住宅	6,145,449	5,256,850	85.5%
7	学校教育施設	2,552,485	2,138,217	83.8%
8	教職員住宅	1,563,686	1,420,488	90.8%
9	社会教育施設	2,463,171	1,828,975	74.3%
10	スポーツ・レクリエーション施設	1,537,325	1,280,788	83.3%
11	衛生処理施設	782,010	742,536	95.0%
12	その他施設	982,298	808,773	82.3%
合計		22,921,549	17,533,046	76.5%

③有形固定資産減価償却率の推移

建築物の減価償却率は、平成28年度に69.5%であったものが令和2年度には76.5%と増加しており、今後も増加を続けることとなります。



(3) 資産分類別の施設の状況

①行政関連施設

■主な施設

施設名称	取得年度	経過年数	面積 (㎡)	有形固定資産 減価償却率 (%)
役場庁舎	S57	38	4,499.98	74.0%
清水消防庁舎	H27	5	2,170.68	8.0%

②保健・福祉施設

■主な施設

施設名称	取得年度	経過年数	面積 (㎡)	有形固定資産 減価償却率 (%)
清水町保健福祉センター	H9	23	3,491.37	48.4%
清水町世代間交流センター	H3	29	1,689.78	61.6%
老人福祉センター	S58	38	1,174.50	79.2%

③子育て支援施設

■主な施設

施設名称	取得年度	経過年数	面積 (㎡)	有形固定資産 減価償却率 (%)
清水町児童館	S55	40	417.35	100.0%
しみず保育所	R1	1	2,301.91	6.7%
清水幼稚園	S52	43	950.32	100.0%
御影こども園	H3	29	722.50	59.4%

④地域集会所

■主な施設

施設名称	取得年度	経過年数	面積 (㎡)	有形固定資産 減価償却率 (%)
清水西地域集会所	H4	28	229.63	100.0%
御影鉄南地域集会所	S61	34	150.38	89.1%
清水東地域集会所	S54	41	161.34	100.0%
清水北地域集会所	H8	24	229.63	100.0%

⑤産業関連施設

■主な施設

施設名称	取得年度	経過年数	面積 (㎡)	有形固定資産 減価償却率 (%)
清水町畜産研修センター	S52	43	693.00	100.0%
円山第1看視舎兼事務所	S47	48	128.25	100.0%
北清水牧場 看視舎 (北清水事務所)	S43	52	128.25	100.0%

⑥住宅

■主な施設

施設名称	取得年度	経過年数	面積 (㎡)	有形固定資産 減価償却率 (%)
公苑東町住宅	S53	42	235.08	100.0%
清和団地住宅	S52	43	777.60	100.0%
移住支援住宅	H4~H10	22~28	376.65	96.6~100.0%
農業振興住宅	S55~S62	33~40	75.67	70.4~100.0%

⑦学校教育施設

■主な施設

施設名称	取得年度	経過年数	面積 (㎡)	有形固定資産 減価償却率 (%)
清水小学校	S53	42	7,746.00	100.0%
御影小学校	S59	37	3,039.78	74.8%
清水中学校	S54	41	7,372.00	85.8%
御影中学校	S46	49	3,152.61	100.0%
清水町学校給食センター	H9	23	508.09	55.0%

⑧教職員住宅

■主な施設

施設名称	取得年度	経過年数	面積 (㎡)	有形固定資産 減価償却率 (%)
御影小学校 教員住宅	H4	28	377.20	100.0%
御影中学校 教員住宅	H6~H7	25~26	150.66	100.0%
清水中学校 教員住宅	H5	28	301.76	100.0%
清美教員住宅	H10	22	301.32	96.6%
鉄南教員住宅	H9~H11	21~24	753.30	92%~100%
曙教員住宅	H12	20	225.99	87.4%

⑨社会教育施設

■主な施設

施設名称	取得年度	経過年数	面積 (㎡)	有形固定資産 減価償却率 (%)
文化センター	S55	40	5,341.67	78.0%
図書館郷土史料館	H 1	31	2,069.48	60.0%
御影公民館	S48	47	1,186.30	92.0%

⑩スポーツ・レクリエーション施設

■主な施設

施設名称	取得年度	経過年数	面積 (㎡)	有形固定資産 減価償却率 (%)
農村環境改善センター	S60	35	1,562.12	74.8%
清水町農業研修会館	S45	50	1,700.00	100.0%
清水町体育館	S48	47	2,936.00	100.0%
清水町柔道場	S47	48	364.50	100.0%
清水町アイスアリーナ	H4	28	3,393.50	81.0%
川東ゲートボール場	H9	23	744.40	59.4%
清水町営公衆浴場	H7	25	347.37	52.8%

⑪衛生処理施設

■主な施設

施設名称	取得年度	経過年数	面積 (㎡)	有形固定資産 減価償却率 (%)
リサイクルセンター (清掃センター)	H2	30	1,631.52	78.3%
リサイクルセンター	H5	27	280.00	70.2%
一般廃棄物最終処分場	H4	29	181.00	92.4%

⑫その他施設

■主な施設

施設名称	取得年度	経過年数	面積 (㎡)	有形固定資産 減価償却率 (%)
清水町葬斎場	S50	45	310.00	100.0%
日勝峠第1展望台公衆トイレ	H2	30	108.92	78.3%
旧清水町立第1保育所	S56	39	885.60	81.4%
旧清水町立第2保育所	S48	47	670.87	99.0%

4. 建築物系施設の建築年度別の状況

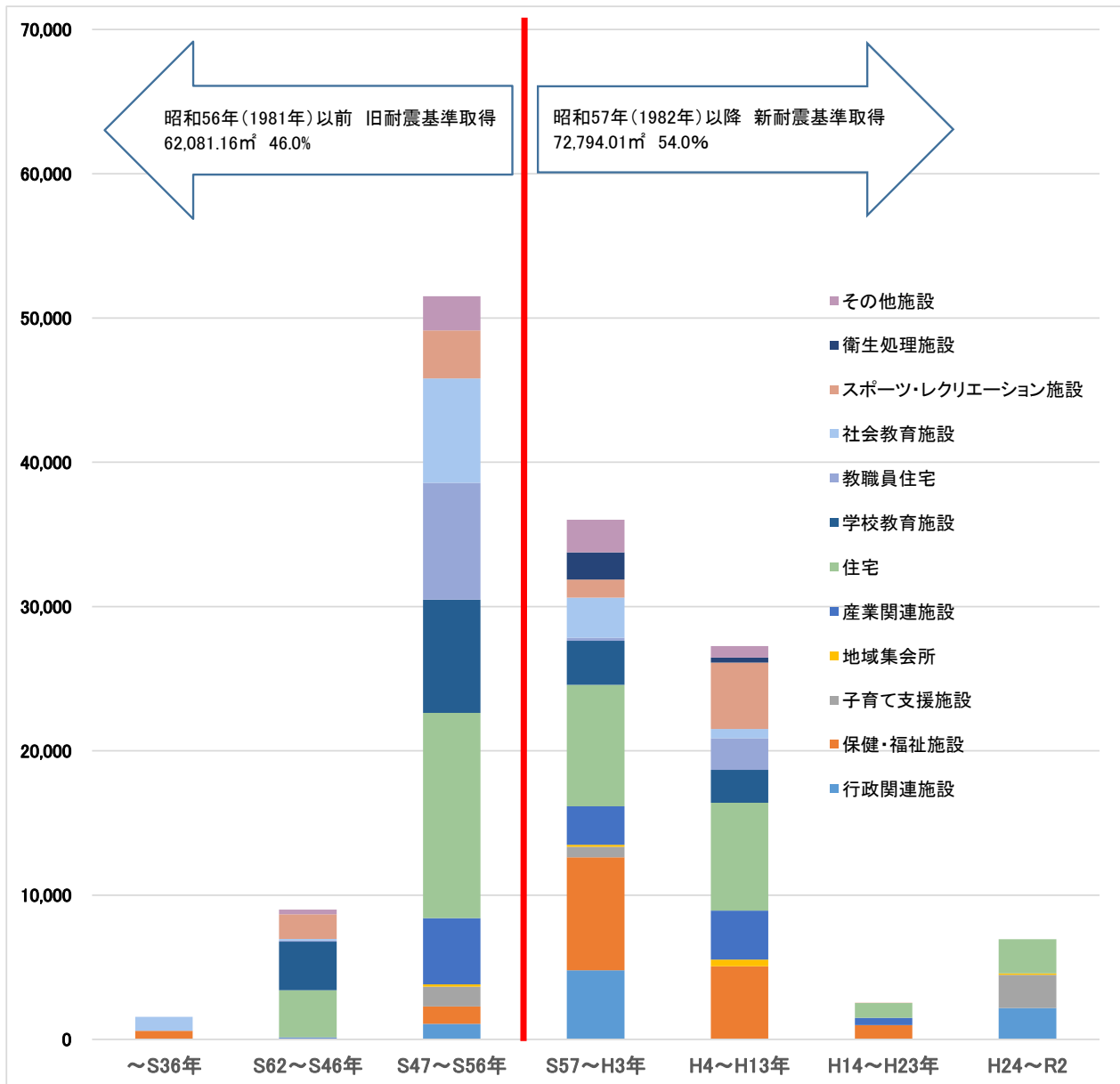
現行の耐震基準（新耐震基準）は、昭和 56 年（1981 年）に改正され、導入されたものです。新耐震基準の考え方は、中規模の地震（震度 5 強程度）に対しては、ほとんど損傷を生じず、極めて稀にしか発生しない大規模の地震（震度 6 強から震度 7 程度）に対しては、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標としたものとなっています。

上記をひとつの基準とし、本町における建築年度別の延べ床面積（㎡）を見ると下表のとおりになります。

本町においては、旧耐震基準（昭和 56 年以前）に建築されたものが、46.0%を占めています。つまり、約 2 分の 1 近くが旧耐震構造による建築物となっており、今後の対応を考える必要があります。

■ 年度別・分類別建築延べ床面積

（単位：㎡）



5. インフラ施設の状況

(1) 道路

本町には国道 38 号、274 号、道道は帯広新得線を含め 8 路線が通過するとともに、北海道横断自動車道の整備も進み、陸上交通の要衝となっています。

町道の実延長は 634.1 kmあり、そのうち改良済延長 478.7 km、舗装済延長 392.3 kmであり、年々整備が進んでいるが、住民の日常生活の安全性や利便性の向上、また、快適な生活環境の確保を図るためにも道路の改良舗装は依然必要であり、合わせて既存道路の二次改修、町道の維持管理も常に必要とされています。

■町道の状況（令和 3 年 4 月 1 日現在）

種別	本数	実延長	改良済延長	改良率	舗装済延長	舗装率
国道	2	49.5 km	49.5 km	100.0%	49.5 km	100.0%
道道	8	63.6 km	63.6 km	100.0%	63.6 km	100.0%
町道	489	634.1 km	478.7 km	75.5%	392.3 km	61.9%
計	499	747.2 km	591.8 km	79.2%	505.4 km	67.6%

(2) 橋梁

構造上大型車両の通行ができない橋梁や橋上で交差ができない橋梁、修繕が必要な橋梁もあり、計画的な整備が必要です。

■全体状況（令和 3 年 6 月現在）

項目	数量
管理町道橋	267 橋
うち鋼橋	30 橋
うち R C 橋（鉄筋コンクリート橋）	4 橋
うち P C 橋（プレストレストコンクリート橋）	216 橋
うち B O X カルバード	17 橋

(3) 上下水道

水道事業は、昭和 45 年に清水市街地区に給水を開始し、昭和 57 年には第 1 期拡張事業として変更認可を受け、下佐幌・人舞地区の新規給水と下水道供用開始による水手当を行い、増大する水需要の安定供給に努めています。今後は未普及地域の解消とともに、施設の計画的な更新が必要です。

下水道は、水洗化率では約 97%となっているものの、今後さらに整備を進める必要があると共に、老朽化した処理施設及び管路施設等について更新を計画的に実施する必要があります。

1. 清水町の公共施設等の課題

(1) 公共施設等の修繕・更新等への対応

過去に整備を進めてきた公共施設等の老朽化が進んでいます。本町が保有する公共施設（建築物）は、旧耐震基準（昭和56年以前）に建築されたものが、約2分の1を占めています。

これらの施設は、今後、大規模な修繕や更新（建替え等）の時期を迎えることとなりますが、今後の厳しい財政状況を踏まえると、全ての施設の修繕や更新等に対応することはできず、必要の高い施設まで安全・安心の確保が出来なくなる恐れがあります。インフラ施設についても、老朽化の進行による橋桁のコンクリート剥離や路面の凸凹による事故、上水道・下水道管の損傷、それに伴う漏水による道路陥没など、安全、安心を確保した生活の継続ができなくなる恐れがあります。

(2) 人口減少・少子高齢化社会への対応

社会経済情勢の変化に伴う、町民のニーズに対応した適正な公共施設等の総量規模や配置を検討していく必要があります。これらの状況を背景として、施設需要にも変化が見られることが想定され、例えば、高齢者福祉関連施設の需要が高まる一方で、小中学校等の年少世代が利用する施設は、1施設あたりの利用人数が低下することが予想されます。また、社会経済情勢の変化に伴い、新たな施設需要が生まれる可能性があります。

(3) 逼迫する財政状況への対応

今後、人口の減少に伴い、町税収入等一般財源の減少が予想される一方で、少子・高齢化に伴う扶助費等の義務的経費が増加することが予想されます。こうした厳しい財政状況のなか、公共サービスの一定水準を維持しつつ、運営コストをできる限り抑制することを念頭に、更新（建替え）や大規模修繕等をどの施設に、どのような対策を、どの時期に行うかを適切に判断する必要があります。

2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断等の実施方針

公共施設等は、利用状況、自然環境等に応じ、劣化や損傷の進行は施設毎に異なります。各施設の特性を考慮した上で、定期的な点検・診断により施設の状態を正確に把握することが重要です。現在行っている法定点検の他、必要に応じ任意の調査、点検を効果的に実施することとします。

その結果に基づき、必要な対策を適切な時期に、着実かつ効率的・効果的に実施するとともに、これらの取り組みを通じて得られた施設の状態や対策履歴等の情報を記録し、次の点検・診断等に活用していきます。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

従来、劣化等による損傷の度に必要な修繕が行われてきました。大規模な修繕や更新をできるだけ回避するため、施設特性や役割を考慮の上、安全性や経済性を踏まえつつ、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕を実施することで、機能の保持・回復を図る予防保全型維持管理の導入を推進します。予防保全型維持管理については、公共施設等の利用率や役割、老朽化等を総合的に勘案し、維持管理・修繕・更新等を実施します。

なお、実施に当たっては、既存施設との集約化や小規模化及び設備等の省エネ化等を十分検討し、初期投資及び施設運営に関するコストを総合的に検証した上でトータルコストに配慮することとします。

※予防保全型維持管理：損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、機能の保持・回復を図る管理手法をいう。

(参考) 事後的管理・・・施設の機能や性能に関する明らかな不都合が生じてから修繕を行う管理手法をいう。【公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針より】

(3) 安全確保の実施方針

町民生活や社会経済活動の基盤である公共施設等については、利用者の安全を確保したうえで、必要な機能を確実に発揮し続けることが大前提となっています。

これまでは劣化や損傷が起きてからの対応が中心でした。今後は、外壁の落下、防災設備の故障など利用者の安全の確保に直結する場合は早急に対策を行い、施設を安全な状態で維持し、サービスを継続的に提供します。そのほか、すでに用途廃止した施設や利用率の低い施設について、今後も利用が向上する見込みのない施設かつ老朽化した施設が生じた場合には、周辺環境への影響を考慮し、取り壊しするなどの対策を講じ、安全性の確保を図ります。

（４）長寿命化の実施方針

公共施設等の不具合や劣化などに対して、従来のように維持管理・修繕していくことは、大きな財政負担が一時に集中することとなり、将来の少子高齢化や人口減少予測、今後の厳しい財政状況の下では、非常に困難な状況にあります。点検・診断等の実施方針のとおり早期に健全度を把握し、予防的な修繕等の実施を徹底し、今後も継続的な運用（利用）をする必要がある施設については、計画的な施設の長寿命化を推進します。

（５）統合や廃止の推進方針

公共施設等の利用状況や老朽化等を踏まえ、公共施設等の統合や廃止等の方向性を検討します。方向性の検討にあたっては、単に施設の必要性の有無だけで判断するのではなく、施設で行われている事業（サービス）の必要性等とあわせて検討を行う必要があります。実際の統合や廃止（取り壊し）までの決定については、個別評価を行うなど、現状評価と今後の評価を踏まえ、十分な議論ののちに行います。

（６）建物の耐震化に関する基本的な考え方

公共施設については、災害時の拠点施設や、避難所等としての役割を持つものも多いことから、その用途、規模、利用状況などを勘案し、必要に応じ耐震化を検討します。

（７）総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

公共施設等の総合的かつ計画的な管理は、各部署との連携協力により全庁的に推進します。なお、前述のとおり、全体の取り組みや計画の進捗・管理等については、総合的かつ計画的な管理を実現するために、以下の点について進めます。

①職員一人ひとりの意識向上

公共施設等総合管理計画の推進には、職員一人ひとりが計画内容等を理解することが重要です。そのため、全職員を対象とした研修会の開催等により、公共施設等の予防保全型維持管理や修繕、運営に関するコストの考え方に対する意識向上に努めます。

②民間活用の検討

公共施設等の更新等については、民間の技術・ノウハウ・資金等を活用することが有効な場合もあることから、必要に応じ官民連携した取り組みを検討します。

③住民・議会との情報共有

公共施設等の更新や配置は、まちづくりの在り方に関するものとなることから、住民及び議会への十分な情報提供等を行うよう努めます。特に、個別施設の老朽化対策等を行う事業実施段階では、

住民や議会に対して十分な説明や意見交換等による議論の場を設け、合意形成を図った上で事業を実施します。

④地方公会計制度（財務書類）との連携

平成 27 年 1 月 23 日付総務大臣通知により、統一的な基準による財務書類等を作成することが要請されています。統一的な基準による財務書類等の作成にあたっては、固定資産台帳を整備・更新し補助簿として活用することが求められているため、この固定資産台帳の整備・更新に際して得た固定資産に関する様々な情報を、公共施設等の管理運営に役立て、公共施設等の更新や維持管理等と地方公会計制度を一体で推進することとします。

（８）ユニバーサルデザイン化の推進方針

バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方（内閣府：障害者基本計画）です。「総務省重点施策 2018（平成 29 年 8 月 31 日公表）」においても、「全ての人にやさしい公共施設のユニバーサルデザイン化の推進」が重点施策の一つとして挙げられます。今後の施設更新の際は、施設の機能や目的、利用状況などを考慮しながら、このユニバーサルデザインの視点を持って建物を設計し、障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が施設を利用しやすい環境を整えていきます。

近年では文化センターの大規模改修時にエレベーターと点字ブロックを新設整備し、しみず保育所も建設時、玄関に車いす用のスロープを設置し段差をなくすなどの整備を行いました。

IV

施設類型ごとの管理に関する基本方針と財政効果

1. 公共施設（建築物）の管理に関する基本方針

今後の公共施設サービスのニーズに対応し、施設を維持するために、老朽化した施設や耐用年数を経過した施設、施設管理者の担当者の意見・要望を踏まえて、施設の再生や不要となった施設の用途変更、複合化等、既存施設の有効活用を図ることとします。

（1）行政関連施設

役場庁舎は、築 30 年以上を経過している建物です。庁舎は、備蓄機能や避難所機能を備えた総合防災拠点としての役割を果たさなければなりませんので、今後も、適正な保守や診断により計画的に修繕し、施設機能を長期間維持できるよう管理を行います。

（2）保健・福祉施設

人口動向を鑑み、施設の活用の幅を広げながら施設の複合化や統廃合も視野に入れ、償却が進む中で大規模改修や修繕を行い、長寿命化を検討します。

（3）子育て支援施設

詳細計画については、子ども子育て支援事業計画を中心に実施をし、さらに保健・福祉施設と連携しながら施設の維持管理に努めていきます。

（4）地域集会所

町民が主体となったまちづくりを推進するためには、地域活動を実践していく住民自治活動を一層活性化していくことが不可欠です。

地域集会所については、活用の幅を検討しながら長寿命化を図ります。その機能を他の施設等で担うことができないかなどを検討した上で、改修時や更新時の対応を検討します。

【事業計画】（令和 3 年度～令和 7 年度）

持続的発展 施策区分	事業名	事業内容
集落の整備	その他	地域集会所維持管理事業

(5) 産業関連施設

施設の計画的な点検、清掃、補修による施設の長寿命化を図り、資産を有効に活用しながら、予防保全型の維持管理に努めます。耐用年数を経過している施設については、廃止や改修を視野に入れながら、それ以外についても、今後人口動態や産業構造の変化、利用ニーズに合わせて、建て替えや機能の複合化、統廃合を視野に入れて検討します。

(6) 住宅

今後も、今ある町営住宅をできるだけ長く有効活用しながら、維持費の縮減、修繕や更新時期の分散化、毎年の事業費の平準化を図ります。また、計画的な個別改善を行いながら、更新時期を迎える際には入居率や人口推移を見据えて、棟数及び戸数の調整を行います。詳細計画については、「清水町営住宅等長寿命化計画」に基づき実施します。

【事業計画】（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名	事業内容
生活環境の 整備	公営住宅	町営住宅建設事業
		町営住宅解体事業

(7) 学校教育施設

学校の統廃合に関しては、過去に進めてきた結果、現在は小学校2校、中学校2校となっています。今後も、長寿命化を前提としながらも、管理コストや児童数の推移を見ながら、今後の在り方を検討します。

【事業計画】（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名	事業内容
教育の振興	校舎	清水中学校施設改修事業
	屋内運動場	清水小学校施設改修事業
		御影小学校施設改修事業
		清水中学校施設改修事業
	屋外運動場	清水中学校施設改修事業
	スクールバス・ボード	スクールバス等更新事業
	給食施設	給食センター施設等改修事業

(8) 教職員住宅

町内の民間の賃貸住宅の状況や、利用実態を踏まえた適正戸数を検討し、余剰住宅については、用途廃止、解体等を検討していきます。

(9) 社会教育施設

施設の安全性を大前提に、長寿命化を柱として施設の維持管理を進めますが、老朽化の状況と利用者ニーズを考慮し、建替えや施設の高機能化、大規模修繕、統廃合を検討します。

【事業計画】 (令和3年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名	事業内容
教育の振興	図書館	図書館施設整備(改修)事業
	その他	図書館資料整備事業
地域文化の 振興等	地域文化振興施設等	文化会館施設整備(改修)事業
	その他	第九文化継承事業

(10) スポーツ・レクリエーション施設

施設の安全性を大前提に、長寿命化を柱として施設の維持管理を進めますが、老朽化の状況と利用者ニーズを考慮し、建替えや大規模修繕、統廃合を検討します。

【事業計画】 (令和3年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名	事業内容
教育の振興	集会施設、体育施設等	体育館等建設事業
		アイスアリーナ施設整備事業
		多目的広場照明LED化事業
産業の振興	観光又はレクリエーション	農村環境改善センター改修事業
		清水公園再整備事業
		情報発信拠点整備事業

(11) 衛生処理施設

施設の計画的な点検、清掃、補修による施設の長寿命化を図り、資産を有効に活用しながら、予防保全型の維持管理に努めます。

【事業計画】（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名	事業内容
生活環境の 整備	廃棄物処理施設	ごみ減量化推進事業

(12) その他施設

分類される施設のうち、使用用途の廃止された財産（普通財産）については、貸付等使用見込みのない施設の解体を進めます。それ以外の施設については、老朽化、住民ニーズ、民間の代替施設の有無などを踏まえ、施設の統廃合を検討します。

【事業計画】（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名	事業内容
生活環境の 整備	火葬場	火葬炉改修工事
		葬斎場更新事業

2. インフラ施設の管理に関する基本方針

道路、橋梁等については、個別に定める長寿命化計画等に従って維持管理、修繕、更新等を進めます。その他施設については、清水町総合計画との整合性を図り、本計画に準じて継続的に見直しを行い、維持管理、修繕、更新等を実施します。

(1) 道路

道路・交通網は、産業活動や日常生活を支えるとともに、人々の交流を促進する重要な基盤です。道路パトロールなどによって路面状況等を把握するとともに、更新需要の平準化に向けて計画的な整備に努めます。

【事業計画】（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名	事業内容
交通施設の整備、 交通手段の確保	市町村道	清水本通東道路改良舗装整備事業 L=115m W7.0m
		西清水北1条仲道路改良舗装整備事業 L=450m W=5.0m
		清水中学校前1号道路改良舗装整備事業 L=140m W=6.0m
		御影西2条仲道路改良舗装整備事業 L=260m W=6.0m+2.0m
		清水町本通北仲西道路改良舗装整備事業 L=400m W=6.0m+2.0×2
		西清水2号道路改良舗装整備事業 L=165m W=6.0m+2.0×2
		東清水南9条仲道路改良舗装整備事業 L=500m
		熊牛西1線道路舗装改修事業 L=330m W=1.8m
		下佐幌基線北道路舗装改修事業 L=4,000m W=6.5m
		御影南3線道路舗装改修事業 L=440m W=6.0m
		清水南1条仲道路歩道改修事業 L=1,500m
御影3丁目西道路歩道改修事業 L=1,100m		

(2) 橋梁

本町が管理する橋梁は267橋で、今後急速に増大する老朽化橋梁を計画的・効果的に保全するため、令和3年6月に改訂した「清水町橋梁長寿命化修繕計画」に基づく計画的な修繕や、平成30年9月に改正された道路法施行規則に基づく定期的な近接目視点検などを通じて、損傷等を早期に把握し、長寿命化につなげます。

橋梁点検結果を基に、損傷に対する劣化予測を行い、予防的な修繕の実施を徹底することにより大規模修繕・架替え費用の高コスト化を回避します。

従来の『事後的管理』（損傷が大きくなってから行う修繕）から、『予防保全型維持管理』（損傷が小さなうちから計画的に行う修繕）に転換し、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

修繕時期は、『損傷の著しい橋梁』、『第三者被害を及ぼす可能性のある橋梁』、『避難場所へのアクセス路線』、『重要路線』などについて、優先的に修繕を実施します。

さらに、橋梁の主要部材における損傷状況や供用年数などに応じて、総合的に判断した上で決定します。

【事業計画】（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名	事業内容
交通施設の整備、交通手段の確保	橋りょう	清水町管内橋梁長寿命化修繕事業 橋梁補修補強工事

（3）上下水道

水道施設の管路の延長は令和2年度末現在245.53kmあります。昭和40年代後半に布設が開始され、それ以降昭和50年度までに多くが布設されています。管渠の耐用年数は40年とされ既に経過しているものは22.85kmとなっています。今後当初建設時の配水管の多くが耐用年数を過ぎてくるため、配水管の更新率を高めるとともに管路の実情を踏まえ、更新年数を1.2倍程度に引き上げていきます。

また、浄水場等の基幹施設の機能を維持するため、電気設備等の計画的な更新を行っていきます。

【事業計画】（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名	事業内容
生活環境の 整備	上水道	緊急時給水拠点確保事業
	公共下水道	処理場施設及び管路施設更新事業
	その他	農村浄化槽設置推進事業 合併処理浄化槽設置奨励補助

（4）その他

道路・橋梁のほかにも、公園・農業用排水路等多くのインフラを保有しています。これらインフラ系施設を適切に維持管理するため、定期的な点検・診断を実施し、適正な維持管理・修繕・更新等を計画的に行い、長寿命化及びトータルコストの最小化に努めます。

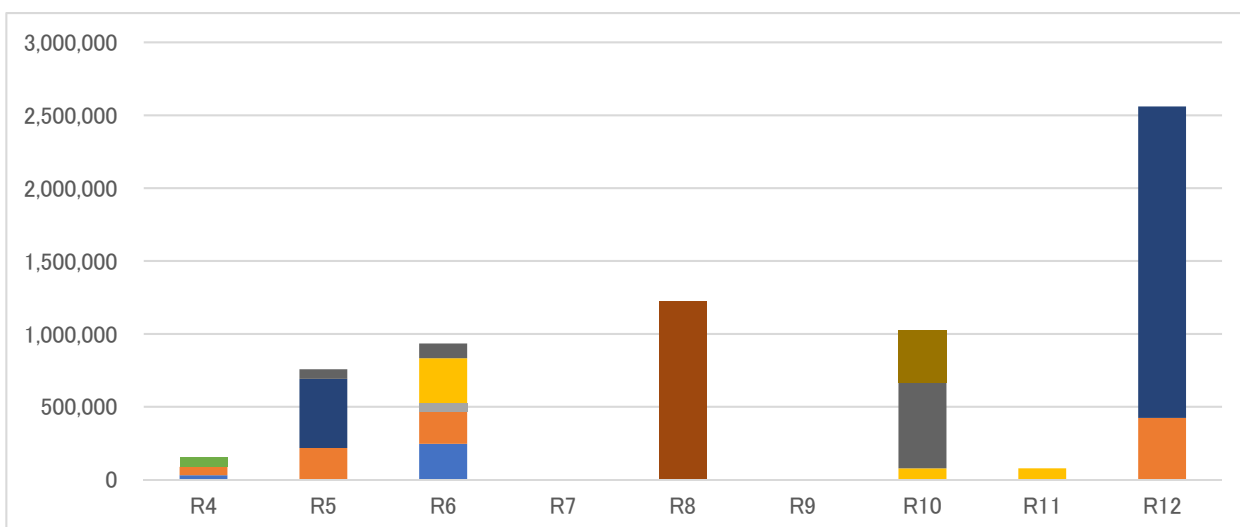
3. 公共施設等の将来の資産更新必要額と個別施設計画の財政効果

(1) 公共施設

個別施設計画の方針を実施した場合、財政効果は以下のとおり、厳しい状況が予想されます。このことから、次期計画を見据え、更なる施設の統廃合、複合施設化、再配置の検討を始める必要があります。

【単純更新の費用】

(単位：千円)



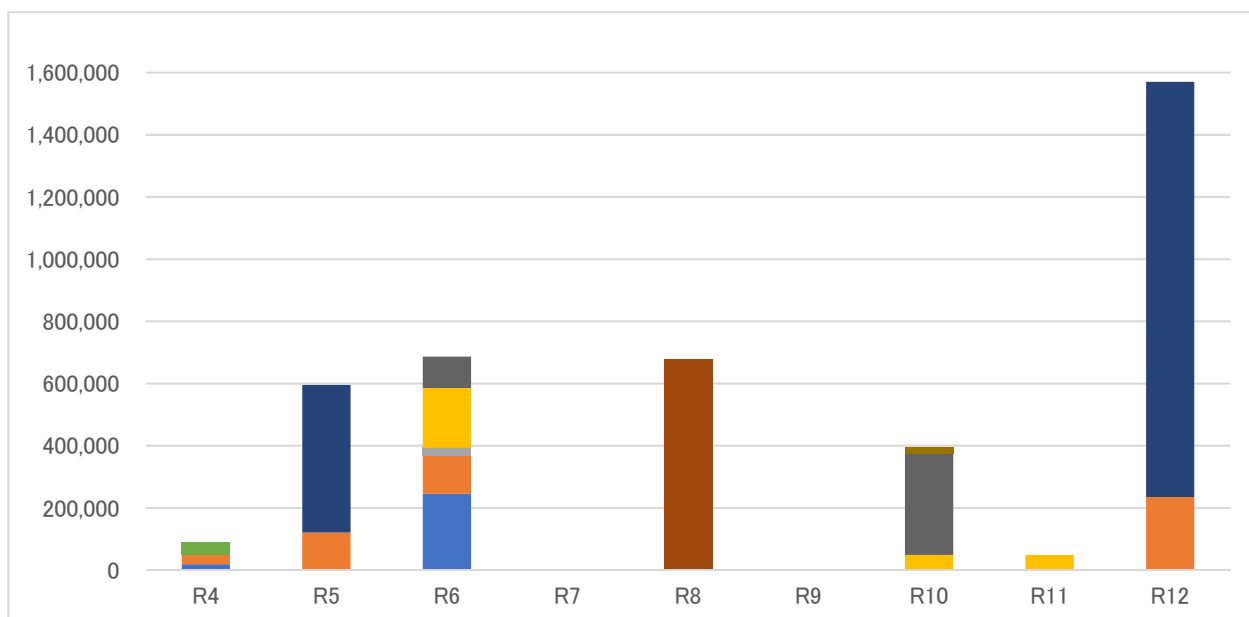
(単位：千円)

	R4年	R5年	R6年	R7年	R8年	R9年	R10年	R11年	R12年	合計
行政関連施設	30,000	0	245,188	0	0	0	0	0	0	275,188
保健・福祉施設	57,341	217,080	220,010	0	0	0	0	0	422,820	917,251
地域集会所	0	0	60,152	0	0	0	0	0	0	60,152
産業関連施設	0	0	308,000	0	0	0	77,760	77,760	0	463,520
住宅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
学校教育施設	0	0	0	0	2,432,760	224,070	0	279,906	0	2,936,736
教職員住宅	63,277	0	0	0	0	0	0	0	0	63,277
社会教育施設	0	474,520	0	0	0	0	0	0	2,136,668	2,611,188
スポーツ・レクリエーション施設	0	0	0	0	1,221,660	0	0	0	0	1,221,660
衛生処理施設	0	65,160	100,800	0	0	0	587,347	0	0	753,307
その他施設	0	0	0	0	0	0	358,027	0	0	358,027
合計	150,618	756,760	934,150	0	3,654,420	224,070	1,023,134	357,666	2,559,488	9,660,307



【更新方針適用後の費用】

(単位：千円)



(単位：千円)

	R4年	R5年	R6年	R7年	R8年	R9年	R10年	R11年	R12年	合計	削減額
行政関連施設	18,750	0	245,188	0	0	0	0	0	0	263,938	-11,250
保健・福祉施設	31,856	120,600	122,228	0	0	0	0	0	234,900	509,584	-407,667
地域集会所	0	0	25,565	0	0	0	0	0	0	25,565	-34,587
産業関連施設	0	0	192,500	0	0	0	48,600	48,600	0	289,700	-173,820
住宅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
学校教育施設	0	0	0	0	1,253,240	115,430	0	144,194	0	1,512,864	-1,423,872
教職員住宅	38,418	0	0	0	0	0	0	0	0	38,418	-24,859
社会教育施設	0	474,520	0	0	0	0	0	0	1,335,418	1,809,938	-801,251
スポーツ・レクリエーション施設	0	0	0	0	678,700	0	0	0	0	678,700	-542,960
衛生処理施設	0	0	100,800	0	0	0	326,304	0	0	427,104	-326,203
その他施設	0	0	0	0	0	0	21,784	0	0	21,784	-336,243
合計	89,024	595,120	686,281	0	1,931,940	115,430	396,688	192,794	1,570,318	5,577,594	-4,082,712

(2) 道路

平成 29 年に策定した清水町舗装個別施設計画を基に道路の損傷状況や交通量を勘案して計画的に修繕を行い、投資額の平準化を図ります。

(3) 橋梁

橋梁長寿命化修繕計画では、橋梁点検結果を基に、今後 60 年間の橋の劣化の進み方を予測し、修繕シナリオ別に発生する費用のシミュレーションを実施しました。

■大規模修繕シナリオ

全橋を使用できるまで使用し、老朽化が進んだ時点で大規模修繕・架替えとした場合、60 年間で約 300 億円の維持管理費用が発生する試算結果です。

■予防保全シナリオ

損傷が小さい段階から計画的に修繕するとした場合、今後 60 年間で約 120 億円の維持管理費用が発生する試算結果です。

(4) 水道

平成 29 年度に水道施設更新計画を策定し、既存の施設の機能診断により対象施設の実情を踏まえ長寿命化（維持）を実現し、中長期的な更新投資の節減、投資額の平準化を図ります。

重要給水施設への配水管について耐震性のあるものに更新しています。また、老朽管（石綿セメント管等）の計画的な更新、さらに道路改良工事に合わせて老朽管の更新を図ります。



公共施設マネジメントの実行体制

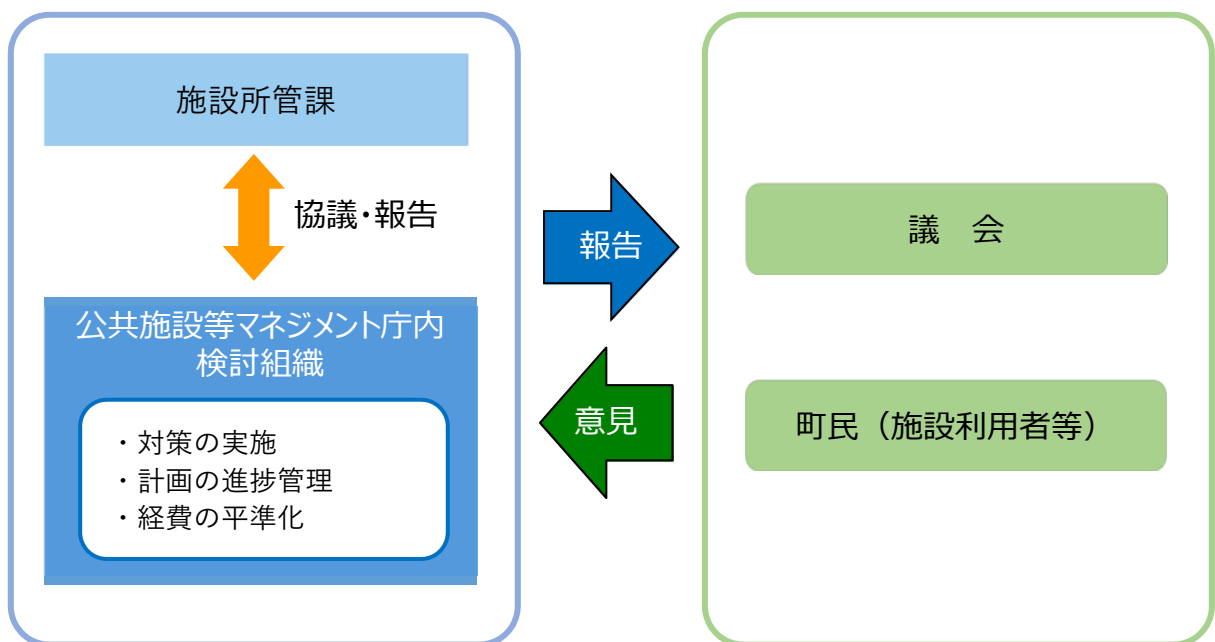
1. 推進体制

公共施設マネジメントの推進に当たっては、全ての公共建築物を一元的に情報管理し、組織横断的な調整に当たる組織を庁内に立ち上げる予定となっています。

また、インフラ資産等については、専門的な技術やノウハウの蓄積がある、それぞれの所管課において公共施設マネジメントを推進します。

今後、総合管理計画の方針や本計画における各施設の方向性に基づき、個別施設ごとに具体的な取り組みを行います。事務的な整理や整備手法などの検討や具体的な対策の実施にあたっては、対象施設に関連する町民・施設利用者・関係団体等との協議を行い、十分な調整と合意形成を図りながら進めます。

また、長寿命化や複合施設化、予防・維持保全の推進を行う施設については、それぞれ修繕（改修）計画を策定し、実際の事業実施に際しては、財政状況との整合性を図り財政負担の平準化を図ります。



2. 情報等の共有

「新しい公会計」の視点を導入し、固定資産台帳等の整備を進めていく中で、保有する公共施設等の情報一元管理体制を整え、システム等の活用により庁舎内の情報共有を図ります。

また、これらの一元化された情報を基に、財政係との連携調整を図り、事業の優先順位を判断しながら、持続可能な施設整備・運営管理を行います。

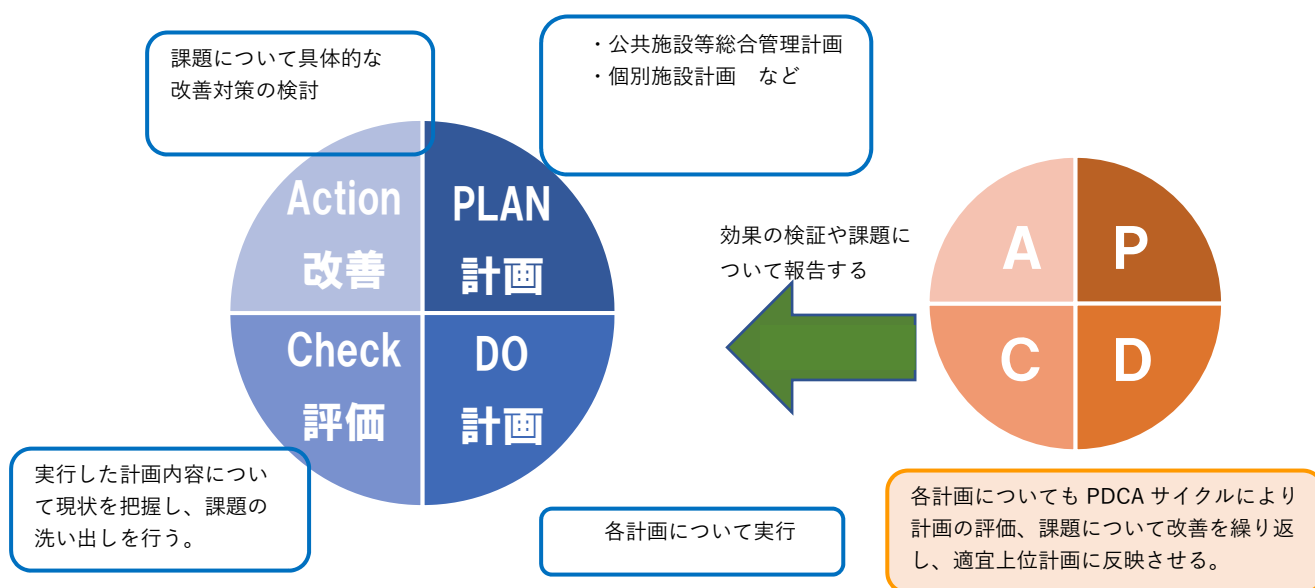
3. 町民等との協働

公共施設の在り方を検討する際には、町ホームページを活用した情報発信など、町民からの意見・要望を採り入れながら、公共施設マネジメントを推進します。

4. PDCA サイクルの確立

本計画は公共施設マネジメントに PDCA サイクルを採り入れ、常時、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）を意識することにより、計画自体を継続的に改善していきます。

施設所管課は、本計画に基づいて施設ごとに再編計画や保全計画を作成し、効果の検証と課題等を確認、内容の検討を繰り返すことにより、適正な計画へと見直しを行います。



清水町公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月発行

(令和 4 年 3 月改訂)

〒089-0192 北海道上川郡清水町南 4 条 2 丁目 2 番地

【総務課】

Tel 0156-62-2111

Fax 0156-62-5116